

第 1 号議案

令和 4 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算を提出する。

令和 5 年 2 月 8 日

新宮町長 長 崎 武 利

令和 4 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算

令和 4 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 4, 5 8 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 8 日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		千円	千円	千円
		978	320	1,298
	1 繰越金	978	320	1,298
歳 入 合 計		134,260	320	134,580

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	事業費	116,608	320	116,928
	2 事業費	50,585	320	50,905
歳 出 合 計		134,260	320	134,580

(歳 出)

[illegible][illegible]

2 歳 入			
5 款 繰越金			
320千円			
1 項 繰越金			
320千円			
目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 978	千円 320	千円 1, 298
計	978	320	1, 298

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	千円 320	前年度繰越金 千円 320

3歳出

1款事業費320千円

2項事業費320千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	千円 50,585	千円 320	千円 50,905	千円	千円	千円	千円 320
計	50,585	320	50,905	0	0	0	320

節		説明
区分	金額	
11 役務費	千円 36	船舶電話通話料 千円 36
17 備品購入費	284	施設用備品購入費 284